

# エレベーター安全装置設置済マーク(安全マーク)とは

## 安全マーク表示制度とは

エレベーターに戸開走行保護装置や地震時管制運転装置（以下「戸開走行保護装置等」という。）が設置されていることをエレベーターの利用者が容易に把握できるよう、それぞれ設置済みであることを示す安全マーク(※)を表示する任意の制度です。

(注) 戸開走行保護装置等は、平成21年9月28日以降に新設するエレベーターには設置が義務づけられています。

## (※)安全マークと安全装置の概要



戸開走行保護装置  
設置済みマーク

戸開走行保護装置とは  
駆動装置や制御器に故障が生じ、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合などに、自動的にかごを制止し人が挟まれることを防止します。



地震時管制運転装置  
設置済みマーク

地震時管制運転装置とは  
地震発生初期の微震動(P波)を感知し、本震(S波)が到達する前に、最寄り階に自動運転することにより、人がかご内へ閉じ込められることを防止します。

## 安全マークを表示するには

エレベーターの所有者・管理者は、エレベーターメーカー又は保守点検業者に、マーク表示の依頼（承諾書の発行）をすることで安全マークを表示することができます。

### 安全マーク表示までの手順（詳しくは裏面の図を参照）

- (1) 現在設置されているエレベーターに安全装置が設置されているか確認する。 → エレベーターメーカー又は保守点検業者にお尋ねください。
- (2) 当該エレベーターのメーカーまたは保守点検業者に、安全マーク表示承諾書を発行する。 → 承諾書の参考様式は [こちら](#) (性能協HPへ)
- (3) 安全マークが表示されたことを確認する。

※安全マーク（シール等）は、原則としてエレベーターメーカー又は保守点検業者が用意します。  
※当協会からのマーク使用許諾を受けたエレベーターメーカー又は保守点検業者のみ、安全マークを表示することができます。

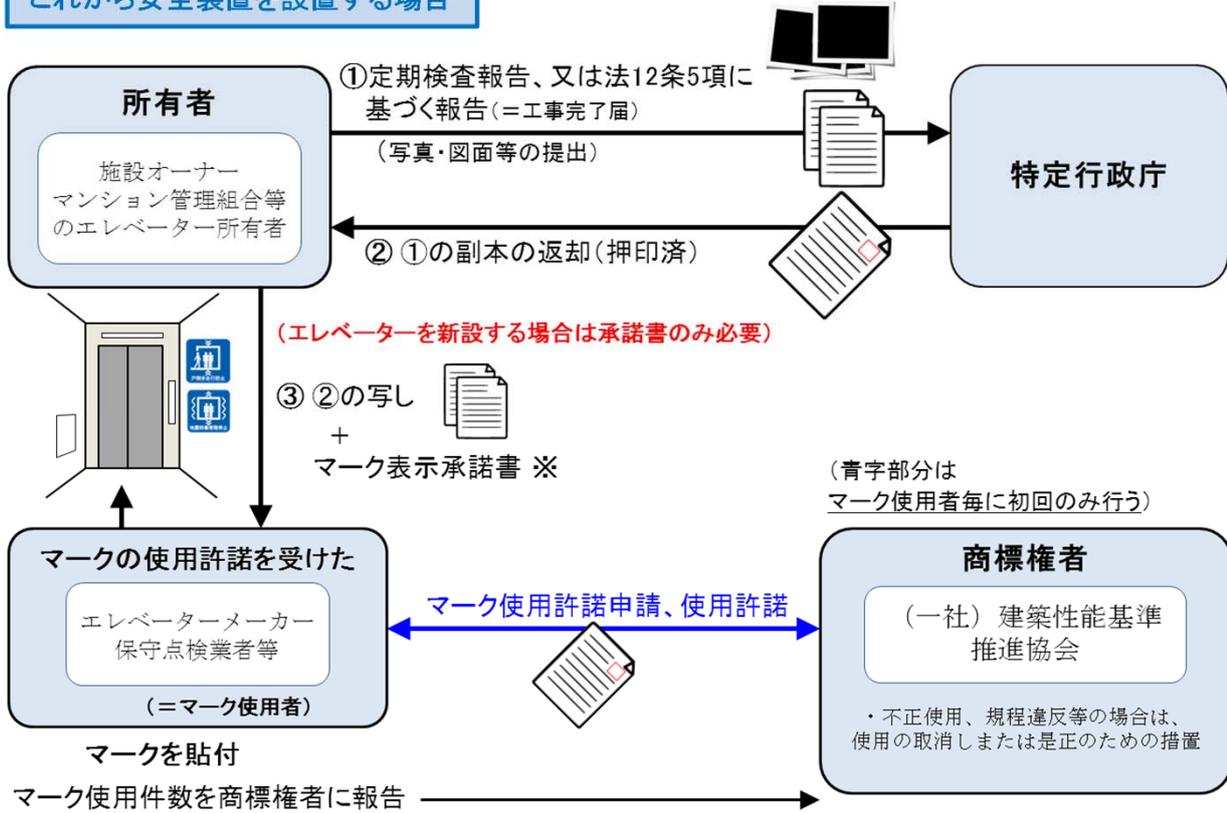
マーク表示の使用許諾に関する事、安全マーク制度の内容及び表示手続きについては、下記にお問い合わせください。

一般社団法人建築性能基準推進協会

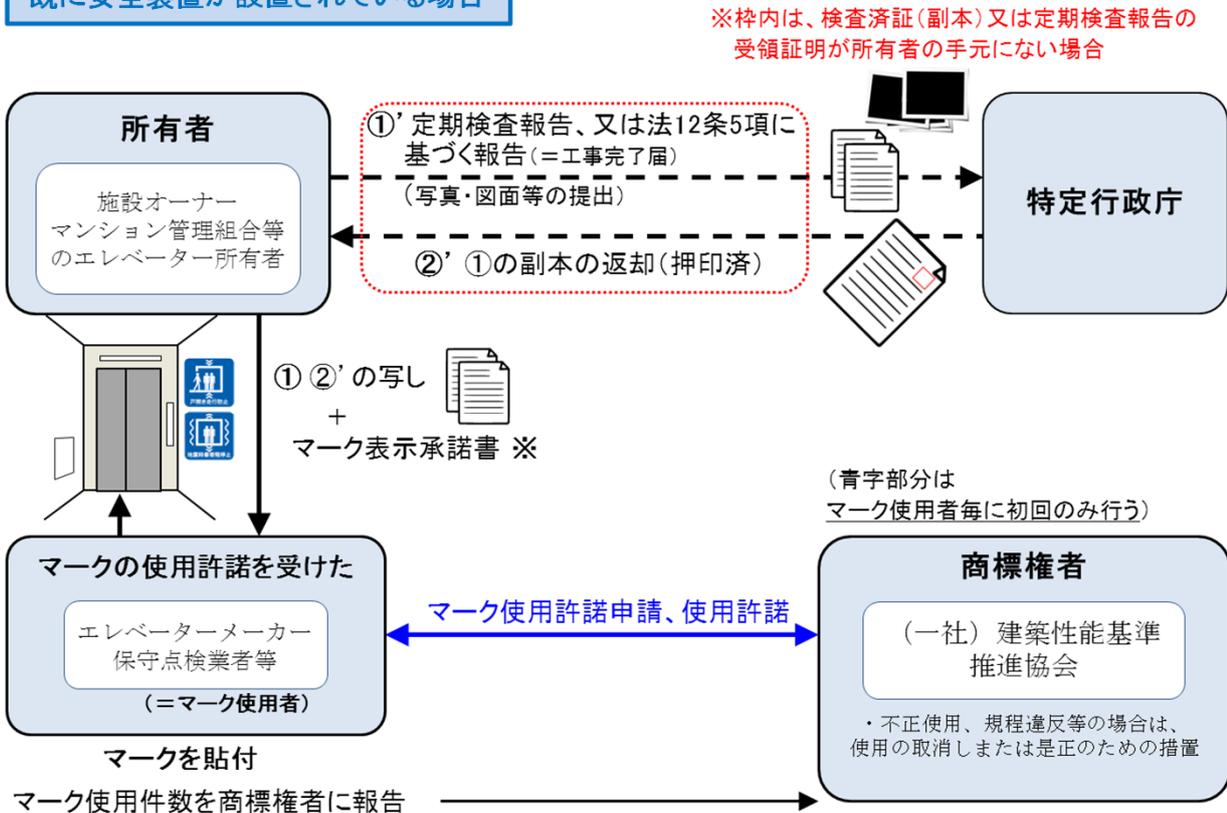
電話：(03) 3513-7561

ホームページ：<http://www.seinokyo.jp/>

**これから安全装置を設置する場合**



**既に安全装置が設置されている場合**



※マーク表示承諾書の参考様式は、性能協HP (<http://www.seinokyo.jp/>) でDLできます。